

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない、クリーンエネルギーの導入を促進することを目的とし、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）の設置者に対し、下郷町補助金等の交付等に関する規則（昭和53年下郷町規則第9号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「システム」とは、住宅の屋根等に設置する低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電システムをいう。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自らが居住又は居住する予定の町内の住宅（店舗等との併用住宅等を含む。）にシステムを設置する者
- (2) 電力会社と電力受給契約を締結する者
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助対象設備)

第4条 補助の対象となる設備は次の各号に該当するものとする。

- (1) 太陽発電の最大出力値が10kW未満であること
- (2) 設置される機材は、すべて未使用品であること

第5条 補助金の額は、出力1kW当たり30,000円にシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（kW表示とし、小数点以下第3位を四捨五入して得た値であって出力が4kWを超えるシステムについては4kWとする。）を乗じて得た額とし、限度額は12万円とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、システム設置工事着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (2) システムを設置しようとする場所の工事着手前の現況写真
- (3) システムの設置に要する費用の内訳および仕様が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 町税を滞納していないことを証した納税証明書等
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定により申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第8条 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更するとき又はシステム設置を中止しようとするときは、速やかに下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について承認をしたときは、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(システムの設置)

第9条 補助事業者は、交付決定の日の属する年度の3月10日までに工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、システムの設置が完了したときは、その日から起算して14日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日までのいずれか早い日までに、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置の状況を確認することができる写真
- (2) システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は前条の下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書に併せて、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めた場合は、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知し、補助事業者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者またはこの要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(処分の制限)

第14条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第8号)を提出し、承認を受けなければならない。

(協力の要請)

第15条 町長は、補助事業者に対し、システム利用による発電量等の資料の提供など、必要に応じて協力を求めることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

下郷町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたいので、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	金 円
システムの設置場所	下郷町大字 字 番地
太陽電池の最大出力値	kW
設置に要する費用	
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
添付書類	(1) システムを設置しようとする住宅の位置図 (2) システムを設置しようとする場所の工事着手前の現況写真 (3) システムの設置に要する費用の内訳および仕様が記載された工事請負契約書または見積書の写し (4) 町税を滞納していないことを証した納税証明書等 (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

下郷町指令第 号
年 月 日

様

下郷町長 印

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

年 月 日

下郷町長 様

申請者 住所
氏名 印

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け下郷町指令第 号にて交付決定のあった下郷町住宅用太陽光
発電システム設置費補助事業について、下記のとおり 変更・中止 したいので、下郷町住
宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により承認願います。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更・中止の内容
- 3 変更・中止の理由
- 4 添付書類（変更時のみ）

様式第4号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

様

下郷町長 印

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで変更・中止承認申請のあった下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、申請書のとおり承認します。

なお、年 月 日付け下郷町指令第 号により交付決定した下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助事業補助金については、下記のとおり変更交付決定をしたので、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容 変更・中止

2 補助金交付決定額 金 円

3 変更・中止決定の内容

年 月 日

下郷町長 様

申請者 住所
氏名 印

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

年 月 日付け下郷町指令第 号にて交付決定のあった下郷町住宅用太陽光
発電システム設置費補助事業が完了したので、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	金 円
システムの設置場所	下郷町大字 字 番地
太陽電池の最大出力値	kW
設置に要した費用	
工事着工年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) システムの設置の状況を確認することができる写真 (2) システムの設置費に係る領収書の写し (3) 電力会社との電力受給契約書の写し (4) 竣工検査の試験記録書の写し (5) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

下郷町長 様

申請者 住所
氏名 印

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日付け下郷町指令第 号にて交付決定のあった下郷町住宅用太陽光
発電システム設置費補助金について、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号	普通 ・ 当座 番号 _____		
(フリガナ) 口座名義人			

様式第 7 号 (第 12 条関係)

番 号
年 月 日

様

下郷町長 印

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け下郷町指令第 号にて交付決定した下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり確定しましたので、下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

- 1 確定補助金額 円
- 2 額の変更理由

年 月 日

下郷町長 様

申請者 住所
氏名 印

財産処分承認申請書

下郷町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

補助金の交付決定年月日及び番号	年 月 日 下郷町指令第 号
システム設置場所	下郷町大字 字 番地
処分の方法	売却 廃棄 その他（ ）
処分の時期	年 月 日
処分の理由	